

受験に際しては以下の事項を厳守すること。

1. 座席は指定された席に座ること。
2. 試験監督者の指示に従わない場合は、不正行為とみなし受験を認めない。  
遅刻者は監督者の許可を得て入室する。ただし、試験開始後30分以上経過すると入室できない。
3. 学生証は必ず持参し、各自の机上通路側に提示すること。提示しない学生の受験は認めない。
4. 持込許可物の貸借、私語は不正行為とみなされるので絶対にしないこと。  
電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等）は電源を切り、カバン等の中にしまうこと。  
以上の電子機器類を身に付けていたり手に持つ、時計として使用することも禁止する。
5. 解答用紙は、必ず提出すること。
6. 不正行為について
  - ①不正学生に対する成績に関する取扱は、当該試験等で実施される全科目を無効（0点）とする。
  - ②不正行為に対する懲戒が1回目の場合は、停学2週間とし掲示により学籍番号を公表する。
  - ③不正行為に対する懲戒が2回目の場合は、無期停学とし掲示により学籍番号を公表する。
  - ④不正行為に対する懲戒が3回目の場合は、退学とし掲示により学籍番号を公表する。

【星槎道都大学試験等における不正行為取扱規程(一部抜粋)】
7. 試験欠席について
  - ①試験の無断欠席者は、原則として追・再試験の受験を認めない。
  - ②病気その他正当な理由により定期試験を受けられないときは、その理由を証明する書類<※1>を添付した「試験欠席届」を事前に提出すること。（試験担当教員の承認→学務課へ提出）  
やむを得ない事情で事後申請する場合は、当該科目の試験終了後ただちに提出すること。  
<※1>例：交通機関の遅延により遅刻…当該交通機関が発行する遅延証明書
  - ③インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の定めに従い登学を停止する。  
治癒後、3日以内に「診断書」を添付し「試験欠席届」を学務課にて受け取り、所定の手続を行うこと。
  - ④新型コロナウイルス感染症（疑い含む）に関する欠席は、専門機関または国などが定める療養期間等を踏まえ、科目担当教員が別途対応とする。
8. 追試験（やむを得ない理由で試験を受験できなかった者を対象とする試験）の受験を希望する者は、上記7の処理を終えた後、科目担当教員に従って、適宜受験すること。
9. 再試験（試験の不合格者を対象とする試験）は手数料として3,000円を徴収する。  
再試験対象者は、星槎道都大学発行の証紙を1号館1階証明書発行機より申請し、経理課窓口にて受け取り、解答用紙に貼付すること。

**【注意事項】**

1. 複数教員担当科目は、担当教員をよく確認し受験すること。
2. 他学部（他学科）の科目を履修している者は、他学部（他学科）の時間割も確認すること。
3. 試験の結果等については、直接科目担当教員へ照会すること。
4. 試験の結果（可否）は、学務システムポータルサイトの「成績照会」、BIND.note(バインドノート)の「リンク集」→「試験結果」より確認すること。  
成績保留（追試験含む）や再試験対象者の場合があるので、試験結果と追・再試験時間割を必ず確認すること。